

経済産業大臣 枝 野 幸 男 様

秋田県知事 佐 竹 敬 介

山葵沢地熱発電所（仮称）設置計画環境影響評価方法書
に対する意見について（通知）

電気事業法第46条の7第1項に規定する環境影響評価法第10条第1項の規定に基づく環境保全の見地からの意見は、次のとおりです。

1 総括的事項

- （1）発電所及び発電所に附帯する施設、設備の配置、構造等における環境保全の配慮に係る検討の経緯を明らかにするとともに、検討の過程において複数案（規模、配置など）の比較検討を行った場合には、その内容についても併せて準備書に記載し、事業者の実行可能な範囲でできる限りの対策を講じているか明らかにすること。
- （2）事業実施に当たり、既存坑井の他に新たに坑井を掘削することから、その本数、位置、深さ及び熱水取水予定量を明示するとともに、既存坑井との複合的な環境影響についても調査、予測及び評価すること。

また、施設の稼働後も補充井の掘削が行われ、周辺環境へ影響を与える可能性があることから、調査区域の設定に当たっては、将来的に環境影響が想定される区域を含めた区域を調査範囲とすること。

2 個別的事項

（1）大気環境

- ① 硫化水素については、人体に与える影響が大きいことから、方法書に基づく調査結果を踏まえ、必要に応じ対策を検討すること。
- ② 道路交通騒音・振動の調査については、工事用車両の運行が最大となる時期を考慮して調査日を設定すること。

(2) 動物、植物、生態系

- ① 沢からの取水及び建設工事排水による下流域の水棲生物への影響が考えられることから、必要に応じ調査、予測、評価を行うこと。
- ② 冷却塔から蒸気が大気中に噴出される際に熱水や蒸気が飛散し、樹木の枯死や冬季には施設周辺の樹木等に着氷することによる影響の可能性について検討し、必要に応じて調査、予測、評価を行うこと。
- ③ 改変区域及び土捨場の緑化に当たっては、原則として現地周辺にある種と同種の樹種により行うこととし、改変区域内の表土及び樹木の再利用も検討すること。
- ④ 秋田県内では未記録な種（県内に分布が報告されていない種）が確認された場合は、秋田県版レッドデータブックの絶滅危惧種に準じる重要な種として扱い、予測・評価すること。

なお、秋田県内未記録種又は形態的な差異が小さいなど誤同定が生じやすい種が確認された場合は、標本を作製するなどの方法により、確実に同定可能な状態にすること。

【担当】

秋田県生活環境部環境管理課
環境審査班 川村、堀田井

電 話 018-860-1601

FAX 018-860-3881